

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 前田 孝徳

署名委員 栄 和正

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年10月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6		14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

西 盛満 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
笠利分室長 竹田 勇人 住用分室長

6. 報告事項

11月定例会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は 15 人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和 3 年第 10 回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、8 番 前田 委員と 9 番 栄 委員のお二人
を指名いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第 57 号から議案第 59 号までの 3
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第 3

議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 38 から No. 42 に
ついて、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

議案第 5 7 号の 3 条許可申請について

2 ページをお開き下さい。

NO. 3 8 は、譲渡人が所有する 2 筆の土地 4, 0 9 8 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は、タンカン・竹林を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

1 3 ページをお開き下さい。

NO. 3 9 は、譲渡人が所有する 3 筆の土地 9 3 1 m²で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は、タンカンを栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

2 3 ページをお開き下さい。

NO. 4 0 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 5 9 8 m²で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は、サトウキビを栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

3 1 ページをお開き下さい。

NO. 4 1 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 4 2 5 m²で贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は、タンカン・バナナを栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

3 9 ページをお開き下さい。

NO. 4 2 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 1, 7 6 6 m²で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は、マンゴーを栽培する予定であり、面積拡大のためと判断いたします。

いずれも下限面積を満たし、農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。
4 番	(榮委員) 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 8 の譲受人・土地について調査報告を行います。 1 0 月 2 1 日(木)午後 4 時、譲受人の自宅にて祈氏本人よりお話を伺いました。申請書に記載された農地の地番、面積、贈与の形による所有権移転等、記載内容に相違ないことを確認致しました。 農地・土地につきましては、同日、午後 3 時に調査、リュウキュウアユの生息する役勝川の流れに並行する農地であり、当該農地の現況はタンカン、その他のカンキツ類、竹などが植栽され、管理された状態と見受けられました。 尚、農地法第 3 条の調査書につきましては、第 2 項第 1 号第 2 項第 4 号第 2 項第 7 号、別紙の通りでありますので報告致します。
事務局	(勇次長) 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 8 の渡人について調査報告を行います。 1 0 月 2 4 日(日) 午後 5 時ごろ電話にてお話を伺いました。 渡人と受人は、親戚関係であることからの今回贈与しますという事です。 地番、面積とも申請書の通り間違いないという事です。 委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。
4 番	(榮委員) 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 9 の譲受人・土地について、調査報告致します。 1 0 月 2 3 日(土)午前 9 時 3 0 分、譲受人にお会いし、申請内容の確認を行いました。申請書に記載された農地の地番 3 筆、面積、売買の対価等、申請内容に相違ないことを確認いたしました。 同日、本人立ち合いの下、現地確認を行いました。当該農地は 2 0 ページの位置図とは幾分ずれており、山間川沿いに上流へ 3 0 m 程遡った場所が申請地です。 農地には従にタンカンの苗木 5 0 本程が植栽され、草刈りの作業等も行

事務局 1 5 番 事務局	われている状況でした。 尚、農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号第2項第4号第2項第7号、別紙の通りでありますので報告致します。 (政局長) No.39の譲渡人について報告いたします。 10月22日(金)15時45分、電話にて申請内容の確認を致しました。申請地の所在、面積、対価等について確認したところ間違いありませんという事でございました。 なお、本人は鹿児島市在住だそうです。申請書の記載通りで間違いないのでよろしくお願い致しますとの事でございました。 委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。 (土浜委員) 農地法第3条の規定によるNo.40の受人・土地について調査報告をいたします。 10月19日午前9時頃、受人に直接会い話を聞きました。 前から土地を買ってほしいと言う話もあり、本人も会社を定年退職し土地も増やしたいと今回の申請に至ったとのことでした。 続いて土地について、10月19日午前9時20分頃、受人の立ち合いの下、現地確認をしました。 申請地は現在少し草が生えていた状態でした。周辺は、集落の共同墓地で受人の自宅の前で、なんの問題もないと思います。 農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号・第2項第4号・第2項第7号、別紙の通りでありますので報告致します。 (竹田分室長) 農地法第3条の規定による許可申請No.40の譲渡人に10月21日9時30分に電話をいたしました。 譲渡人は龍郷町に居住しており、高齢で耳が遠く電話で話すのは困難との事でしたので、娘さんに確認を行いました。 申請内容について土地の所在、面積及び売買金額等に間違いなしとの事で確認が取れました。 委員の皆様のご審議よろしくお願い致します。
--	---

10番	(泉委員) 議案第57号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.41の受人・土地についての調査報告を致します。 10月16日16時に受人に話を伺いました。 申請地は、以前祖父が購入していた畑でしたが、登記が済んでなくて平成7年に書類を作成しましたが、祖父が病気になって出せなくなりそのままにしていたところ、渡人の方から税金を納めていたため土地台帳を調べたら受人の名前が出てきたという事で、この申請に至ったとの事でした。 続いて土地については、17時に確認したところバナナが植えてありました。 農地法第3条の調査書については、第2項第1号第2項第4号第2項第7号については別紙の通りでありますので報告します。 委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。
2番	(中棚委員) 議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、No.41譲渡人の報告をいたします。 10月19日午前11時に電話にて確認いたしました。 譲受人への贈与についてなど確認しました。書類の通りで間違いありませんとの事です。 委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。
15番	(土浜委員) 農地法第3条の規定によるNo.42の受人について調査報告をいたします。 10月19日 午後1時頃、受人に直接会い話を聞きました。 約1年前から渡人からマンゴーの栽培方法などを教えてもらい、今回土地やハウス(マンゴーの木)も含めて取得したいとの事でした。また少しずつ規模も拡大していきたいそうです。 記載内容には間違いのないとの事でご審議のほどよろしく申し上げます。
2番	(中棚委員) 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.42譲渡人の報告をいたします。 10月17日午後1時に現地の畑(ハウス)にて栄委員と現地にて、本人

9 番

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

農地法第3条の規定による許可申請書No.42の、土地について報告いたします。

土地には木造倉庫とハウスが5棟立っておりマンゴーが栽培されていました。

防風垣も整備され、手入れが良くされていました。渡人によれば、来年はマンゴーが2 t ぐらいの収穫が見込まれるとのことでした。

農地法第3条の規定による許可申請書、第2項第1号第2項第4号第2項第7号については、別紙の通りでありますので報告いたします。

議長

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」 挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 38 から
No. 42 については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

日程第4

議案第 58 号農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 23 から No. 25 について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	(政局長) 5 1 ページをお開き下さい。 NO. 2 3 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字手花部字平ウレ立の土地、4 1 2 m²を受人が現場事務所等として一時使用するための、使用賃借権を設定して一時転用をするものです。(一時転用に関する各誓約書も提出済み。) 申請地は笠利総合支所から南へ約2.5 k mの場所に位置し、市道手花部・節田線沿いで、1 0 ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、また土地改良事業施行区域内にある第1種農地と判断します。 ※なお、県大島支庁農村整備が発注の公共工事であり、許可が必要。 6 3 ページをお開き下さい。 NO. 2 4 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字用安字長川の土地4 5 2 m²を受人が建設条件付土地売買(1戸建て住宅)を建設したいということで、売買による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から南西に約6 k mの場所に位置し申請地は主要地方道奄美空港線沿い位置にする、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。 8 8 ページをお開き下さい。 NO. 2 5 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字節田字小泊の土地8 3 1 m²を受人が建設条件付土地売買(1戸建て住宅)を建設したいということで、売買による所有権移転でございます。 申請地は笠利総合支所から南に約4.4 k mの場所に位置し申請地は主要地方道奄美空港線県道沿い位置にする、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ担当調査委から員報告を求めます。
7 番	(前山委員) 農地法第5条の規定によるNo. 2 3 について調査報告をいたします。 1 0 月 2 2 日(金)に受人の事務所に行ったが担当に話を聞くことがで

10番 8番 11番	ず、翌日の23日（土）の午前9時に会社へ電話をしたところ、担当者居りましたので話を聞くことができました。申請地は、会社の従業員が所有している土地であるとのことで、公共工事が終了次第直ちに農地へ戻すとのことでありました。また、農地復元誓約書等も提出しておりますので審議のほどよろしくをお願いします。 （泉委員） 農地法第5条の規定による許可申請No.23の貸人に10月16日18時30分に貸人宅で話を伺いました。 申請書の通り間違いありませんとの事でした。 委員の皆様のご審議をお願いします。 （前田委員） 議案第58号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.23の土地調査を10月19日午前11時より実施しました。 この土地は笠利町大字手花部字平ウレ立1267-1の農地であります。 この土地は従来までは荒廃しておりましたが、調査した10月19日現在は雑草、雑木等は刈り取られた状態でありました。 委員の皆様のご審議の方よろしくをお願いします。 （中山委員） 農地法第5条の規定によるNo.24について、調査報告を致します。 10月19日11時30分に受人の事務所で責任者に直接話を聞くことができました。 会社はこれまでも今回と同じように、建築条件付き売買予定地に係る農地転用許可の申請である。 この土地は、リゾート地周辺で、住宅、宿泊施設、飲食店等の商業施設としての需要が見込まれることから、不動産業者として建築条件付き売買予定地として申請するとのことである。 農地転用後1年以内に、利用目的通りに使用されなかった場合には、農用地区域に編入されても異議がないことを誓約しています。 以上のようなことから、この申請に問題ないものと思いますが、委員の皆さんのご審議をお願いします。
---------------------------------	---

1 5 番	(土浜委員) 農地法第5条の規定による許可申請書No.24の渡人及び土地について調査報告いたします。 10月19日午後1時30分頃自宅で会い話を伺いました。 土地の所在及び、権利の設定等に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。 続いて土地について、10月19日午後2時頃、現地確認をしてきました。 申請地は県道用安バイパス沿いにあり、現在は草が生えた状態で周辺には農地はなく、問題ないと思います。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
1 1 番	(中山委員) 農地法第5条の規定によるNo.25について、調査報告を致します。 10月19日11時30分に受人の事務所で責任者に直接話を聞くことができました。 会社は、前号のNo.24号の申請と同じように、建築条件付き売買予定地の申請である。 この土地は、節田地区の国道沿いの高台にあり、面積が831㎡と広いため、2戸建ての住宅建築を計画して、不動産業者として建築条件付き売買予定地として申請するものである。 全号と同じように変更後1年以内に、利用目的通りに使用されない場合には、農用地区域に編入されても異議がないことを誓約している。 以上のようなことから、この申請に問題ないものと思いますが、委員の皆さんのご審議をお願いします。
1 0 番	(泉委員) 農地法第5条も規定による許可申請No.25譲渡人と土地についての調査報告をいたします。 10月26日14時35分に渡人の自宅にて話を伺いました。 この土地は7月の総会で非農地の申請が出されましたが、脚下された土地でありまして、今回は5条による申請書には間違いのないとの事でした。 土地は、2時50分に見ましたが、申請地は草やススキが刈り取られて整地されていました。 以上です。よろしくお願いします。

議長	(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番	(栄委員) 建築条件付き売買した場合に、1 年以内に住宅を建てなければどのような対応をするのか。
事務局	(竹田分室長) 販売の期間を定めて売れ残れば、譲受人が責任をもって住宅を建設し、販売をすることになる。
9 番	(栄委員) 今回で許可が出た場合、譲受人は農地を宅地に変えるのではないのか。
事務局	(竹田分室長) 登記の名義人は、変えられるが地目の変更は、住宅が建たなければ変更はできない。
議長	(吉会長) 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「全員」挙手あり) 全員賛成であります。 よって議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 2 3 から No. 2 5 については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

事務局 議長	日程第 5 議案第 5 9 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） （事務局の朗読及び説明） （吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （「全員」挙手あり） 全員賛成であります。 よって、議案第 5 9 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。 令和 3 年 1 0 月 2 5 日 奄美市農業委員会 会長 吉 卓男
--	--

署名委員	前田 孝徳
署名委員	栄 和正
作 成 者	政 新一郎